第二条第九項に次の四号を加える。

四　上場会社等の議決権の取得であつて、当該取得の後における当該取得をしたもの（以下この号において「議決権取得者」という。）の保有等議決権数と当該議決権取得者を第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等の保有等議決権数とを合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の十以上となるもの（法第二十六条第二項第三号に掲げる行為に該当する場合を除く。）

五　議決権代理行使受任であつて、次のいずれかに該当するもの

イ　上場会社等以外の会社（以下「非上場会社」という。）の議決権に係るもの（法第二十六条第一項各号に掲げるものが直接に保有する非上場会社の議決権に係るものを除く。）

ロ　上場会社等の議決権に係る議決権代理行使受任であつて、当該議決権代理行使受任の後における当該議決権代理行使受任をするもの（以下この号において「受任者」という。）の保有等議決権数と当該受任者を第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等の保有等議決権数とを合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の十以上となるもの

六　非居住者となる以前から引き続き直接に保有する非上場会社の議決権の行使につき代理する権限を委任すること（非居住者である個人が法第二十六条第一項各号に掲げるものに委任するものであつて、次のいずれにも該当するものに限る。第七条第一号において「議決権代理行使委任」という。）

イ　受任をするものが当該非上場会社又はその役員以外のものであるもの

ロ　受任をするものが当該非上場会社の経営を実質的に支配するおそれ又は当該非上場会社の経営に重要な影響を与えるおそれのある事項として主務省令で定めるものに係る議案に係るもの

七　共同して上場会社等の株主としての議決権その他の権利（第三号に掲げる株式への一任運用又は第五号に掲げる議決権代理行使受任（以下この号において「株式への一任運用等」という。）をしているものにあつては、当該株式への一任運用等に係る権利を含む。以下この号において「株主等諸権利」という。）を行使することにつき、当該上場会社等の株主等諸権利を有する他の非居住者である個人又は法人等（投資一任契約その他の契約に基づき、株主等諸権利を行使する権限を法第二十六条第一項各号のいずれかに掲げるものに委任（当該委任により、当該株主等諸権利を行使できないものに限る。）をしているものを除く。）の同意を得ること（第七条第一号において「共同議決権等行使同意取得」という。）であつて、当該同意を得たもの（以下「同意取得者」という。）の保有等議決権数、当該同意をしたもの（以下この号において「同意者」という。）の保有等議決権数及び当該同意取得者を第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるもの又は当該同意者を同項の株式取得者とした場合に同項第一号から第十四号までに掲げるものにそれぞれ該当することとなる非居住者である個人又は法人等の保有等議決権数とを合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の十以上となるもの

第二条第十項中「者」を「もの」に改める。

11　第九項第五号に規定する「議決権代理行使受任」とは、他のものが直接に保有する会社の議決権の行使につき当該他のものを代理する権限を受任することであつて、次のいずれにも該当するものをいう（次条及び第七条第一号において同じ。）。

一　当該受任をするものが当該会社又はその役員以外のものであるもの

二　当該受任をするものが当該会社の経営を実質的に支配するおそれ又は当該会社の経営に重要な影響を与えるおそれのある事項として主務省令で定めるものに係る議案に係るもの

第三条第一項第一号中「又は持分」を「若しくは持分又は当該株式若しくは持分に係る議決権」に改め、同項第二号中「上場会社等以外の会社」を「非上場会社」に、「当該株式又は持分」を「当該株式若しくは持分又は当該株式若しくは持分に係る議決権」に改め、同項第三号中「当該株式又は持分」を「当該株式若しくは持分又は当該株式若しくは持分に係る議決権」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　非上場会社の株式若しくは持分又は議決権の取得（当該取得の後における当該取得をしたもの（以下この号において「株式等取得者」という。）の所有等株式等（直接に所有する非上場会社の株式の数若しくは非上場会社に出資する金額又は直接に保有する非上場会社の議決権の数と前条第九項第五号に掲げる議決権代理行使受任（同号イに該当するものに限る。）に係る議決権の数を合計した純議決権数をいう。以下この号及び次条第一項第二号において同じ。）と当該株式等取得者を前条第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等の所有等株式等とを合計した株式等（株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数をいう。次条第一項第二号において同じ。）の当該非上場会社の発行済株式等（発行済株式の総数若しくは出資の金額又は総議決権をいう。同号において同じ。）に占める割合が百分の十以上となる場合の当該取得を除く。）であつて、次項各号に掲げる対内直接投資等に該当する非上場会社の株式若しくは持分又は議決権の取得（上場会社等の株式に準ずるものとして主務省令で定める株式又は当該株式に係る議決権の取得を除く。）以外のもの

第三条第一項第五号中「発行される新株」の下に「若しくは当該新株に係る議決権」を加え、「前条第十項に規定する株式への一任運用」を「前条第九項第三号に掲げる株式への一任運用（同号イに掲げる要件を満たすものに限る。）」に、「第七条第一号において」を「以下」に改め、同項第六号中「当該上場会社等の各株主（外国法人等又は他の会社に限る。）が直接に所有する」を「次に掲げる」に、「（当該株主を前条第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等が所有する当該株式の数を含む。）」を「又は議決権の数」に改め、「総数」の下に「又は総議決権」を加え、「前条第九項各号」を「前条第九項第一号から第五号まで及び第七号」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該上場会社等の各株主（外国法人等又は他の会社に限る。）が直接に所有する当該上場会社等の株式の数と当該株主を前条第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等が直接に所有する当該上場会社等の株式の数とを合計した株式の数

ロ　当該上場会社等に係る各運用者（外国法人等又は他の会社に限る。）がする株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式の数と当該運用者の密接関係者がする株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式の数とを合計した株式の数

ハ　当該上場会社等に係る各外国投資家（外国法人等又は他の会社に限る。）の保有等議決権数（議決権代理行使受任に係る議決権の数を除く。以下この号において同じ。）と当該外国投資家を前条第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等の保有等議決権数とを合計した純議決権数

第三条第二項第一号中「及び第三号」の下に「から第七号まで」を加える。

第四条第一項第二号中「当該特定取得に係る非上場会社の株式等の当該非上場会社の発行済株式等に占める割合又は」を削り、「が当該特定取得の後において所有することとなる当該特定取得に係る非上場会社の株式等」を「の所有等株式等」に、「若しくは」を「又は」に、「が所有する当該非上場会社の株式等」を「の所有等株式等」に改める。

第六条の四第一項中「十五日」を「四十五日」に改める。

第七条第一号中「株式への一任運用」の下に「若しくは議決権の取得若しくは議決権代理行使受任若しくは非同議決権等行使同意取得」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、第六条の四第一項の改正規定及び附則第三条から第五条までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正後の対内直接投資等に関する政令（以下「新令」という。）第二条第九項第三号から第七号まで、第三条第一項第一号から第六号まで及び第二項第一号の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第二十六条第二項に規定する対内直接投資等（以下この条及び次条において「対内直接投資等」という。）について、新令第四条第一項第二号の規定は、施行日以後に行う法第二十六条第三項に規定する特定取得（以下この条及び次条において「特定取得」という。）について、それぞれ適用し、施行日前に行った対内直接投資等及び特定取得については、なお従前の例による。